

「女性選挙権協会全国連合」とイギリス労働党の選挙協力

～自由党の衰退と労働党の勃興を背景に～

酒井順子

はじめに

- 一、第三次調停法案の否決
- 二、NUWSSの新政策の導入
- 三、EFF政策の実施
- 四、EFF政策実施選挙区
おわりに

はじめに

イギリスで最も長い歴史を持った女性選挙権要求団体であった⁽¹⁾。しかし、一九七〇年代前半までの女性選挙権運動の研究は、直接行動によって同時代の人々の関心を引いた「女性社会政治同盟」(Women's Social and Political Union、以下WSPUと略す)に偏っていた。合法的な活動に徹していたNUWSSは、WSPUよりも集会における動員数や寄付金が少なかったことに示されるように、地味な運動であったからである。しかし最近では、第一次世界大戦直前の約二年間に、会員数も寄付金も飛躍的に増大させることができた⁽²⁾NUWSSへの研究者の関心が高まっている。

NUWSSの会員数の増大の一要因として、勃興してきた労働党とNUWSSが一九一二年に選挙協力を行ったことがあげられる。この選挙協力そのものを直接対象にした研究はまだないが、女性選挙権運動と労働運動の提携を見(Millieent Garrett Fawcett)を指導者に再統合された、

野に入れた研究としては、J・リディングトンとJ・ノリスの共著『片手を後ろに縛られて』（一九七八⁽⁴⁾）と、S・S・ホウルトンの『フェミニズムと民主主義』（一九八六⁽⁵⁾）がある。この二著は共に女性選挙権運動と労働運動の提携を扱いながらも、第一次世界大戦前のイギリスの自由党の衰退と労働党の勃興を巡る政治史上の論争⁽⁶⁾を反映し、立場の違いを見せて いる。ランカシャーの女性選挙権運動を扱つた前者が、この選挙協力を労働運動の成長の証と捉え、女性達が労働党を支えたとみたのに対し、後者は全国レヴェルの考察を行ない、基本的には自由党を支持していた女性選挙権団体が労働党と選挙協力をしたことに着目して、自由党の分裂の兆候を示唆したのである。

本稿では、リディングトンとノリスの研究が地方から展望し、ホウルトンが中央から考察した第一次世界大戦前夜のNUWSSの女性選挙権運動を、特に一九一二年のNUWSSと労働党との選挙協力に焦点をあてて検討し、第一次世界大戦前における自由党の衰退と労働党の勃興という政党再編と女性選挙権運動のかかわりについて考えてみたい。

なお主たる史料は、NUWSSの機関誌であった『コモン・コード』(Common Cause) であるが、労働党側の史料である『全国執行委員会議事録』(NEC Minutes)、『労

働党年次大会報告書』(Report of the Annual Conference of the Labour Party) をも適宜参考した。

(やる一、やる二) 註

(1) NUWSSの包括的な研究には、古典的な書として、Ray Strachey, *The Cause: A Short History of the Women's Movement in Great Britain*, 1928があり、最近では、Leslie Parker Hume, *The National Union of Women's Suffrage Societies 1897-1914*, 1982がある。本邦では、河村貞枝「イギリスにおける婦人参政権運動の考察—婦人参政権協会全国同盟をめぐって(その一、その二)」『富山大学人文科学部紀要』第十七、十八号、一九九一、九二年ににおいて、一九〇九年までのNUWSSに関する研究がなされている。

(11) イギリスの女性選挙権運動の研究は、一九六〇年代の女性解放運動に刺激を受けて盛んになった。六〇年代以降の女性選挙権運動の研究では、Constance Rover, *Women's Politics and Party Politics in Great Britain 1867-1914*, 1967が女性選挙権運動に特化したところの多くを比較検証した。Andrew Rosen, *Rise Up Women! The Militant Campaign of the Women's Social and Political Union 1903-1914*, 1974はWSPUに焦点を当て、その政治的未熟さを指摘した。またSheila Rowbotham, *Hidden from History*, 1973は中流女性達の選挙権運動が労働者階級の女性を切り捨てていた点を指摘し、参政権運動=中流女性の運動とする枠を定着させた。しかし、Elizabeth Sarah, 'Christabel Pankhurst:

Reclaiming Her Power', in Dale Spender ed., *Feminist Theorists*, 1983のところ、トマス・カムの視点から、WSPUの意義を再評価しようとする捉え方も依然として根強い。本邦でのWSPUの研究としては、河村貞枝「イギリスにおける婦人参政権運動－女性社会政治同盟（WSPU）をめぐって」『愛知女子短期大学紀要』第十六号、一九八二年がある。

(三) 第一次世界大戦直前のNDWの会員数は五万人以上、加入協会は約五百であつたのに對し、WSPUの会員数は公表されなかつたが、一九一三年から一九一四年にかけて寄付金を寄せた女性は団一百四人やあつた。(Hume, *op. cit.*, pp. 229-230; Rosen, *op. cit.*, p. 210.)

(四) Jill Liddington and Jill Norris, *One Hand Tied Behind Us*, 1978.

(五) Sandra Stanley Holton, *Feminism and Democracy: Women's Suffrage and Reform Politics in Britain 1900-1918*, 1986.

(六) 第一次世界大戦前イギリスにおける自由党の衰退と労働党の勃興に関して、第一次世界大戦前の労働党の成長を強調する立場と自由党の活力の保持を強調する立場との間で、一九

世纪の女性選挙権運動は世紀末には沈滞してゐたが、一九〇五年の自由党政権の復活とともに、再び、女性の国政選挙権要求が高まつた。議会外での女性運動の高まりを受け、超党派の議員で構成された調停委員会で女性選挙権法案が準備されたが、一九一〇年の第一次調停法案⁽¹⁾、一九一一年の第二次調停法案⁽²⁾は、いずれも下院の第二読

— 第三次調停本案の否決 —

十九世紀の女性選挙権運動は世紀末には沈滞してゐたが、一九〇五年の自由党政権の復活とともに、再び、女性の国政選挙権要求が高まつた。議会外での女性運動の高まりを受け、超党派の議員で構成された調停委員会で女性選挙権法案が準備されたが、一九一〇年の第一次調停法案⁽¹⁾、一九一一年の第二次調停法案⁽²⁾は、いずれも下院の第二読

会を通過しながらも成立しなかつた。従つて、保守党のアッガーディナー議員 (Agg-Gardner) 提出の「議会選挙権『女性』法案」(Parliament Franchise《Women's》Bill)、いわゆる第三次調停法案は女性選挙権法成立の最後のチャンスとして、女性選挙権要求団体からその成否が注視されていたものであった。しかし、一九一二年三月二八日⁽⁴⁾、この法案は下院の第二読会で審議されたが、わずか十四票差で否決されてしまった。その内容は前年の第二次調停法案の内容とほぼ同じであつたにもかかわらず、第二次調停法案が二五五対八八の賛成多数で第二読会を通過したのに対して、一九一二年の第三次調停法案は第二読会の段階で否決されたのである。

この第三次調停法案に期待していた女性選挙権要求団体、特にNUWSSの落胆は大きかつた。この日のことを、NUWSSの指導者フォーセットは次のように回想している。⁽⁵⁾

一九一二年三月、調停法案が否決された日のことを私は忘れることが出来ない。その日パレスヤード、議事堂広場前をデモ行進した数百人の女性の中にいた私は、四十年の活動が一瞬のうちに崩れさつたように感じたのである。

しかし、当時の過激な女性選挙権要求団体WSPUの指導者、エメリン・パンクハースト (E. Pankhurst) は一九一四年に発表した自伝の中で第三次調停法案の審議について対照的な回想をしている。⁽⁶⁾

アッガーディナー議員が調停法案を再提出すると発表したが、私達はほとんど興味をそそられなかつた。もはや解決される見込がなくなつていたので、調停法案に完全に見切りをつけていたのである。

既に一九一二年二月の時点で、第三次調停法案に見切りをつけたパンクハースト達は、一時控えていた直接行動を再開し、一九一二年三月の初めに大規模な投石、デモを行なつた。このため三月五日にはWSPUの本部が捜索され、四人の主要な指導者のうち、エメリンを含む三人の指導者が逮捕され、残る一人エメリンの長女クリスピベル (C. Pankhurst) は三月六日パリに逃亡し、以後WSPUは第一次世界大戦勃発まで、放火などの過激な直接行動を行なつた。

この第三次調停法案が否決された原因としてNUWSSは以下の四点を理由としてあげている。第一に、一九一一年の第二次調停法案の第二読会では賛成側にまわつたアイ

「女性選挙権協会全国連合」とイギリス労働党の選挙協力

ルランド国民党が一九一二年の第三次調停法案の第二読会では反対側にまわったこと。第二に、炭鉱ストライキのため、労働党議員十三名が選挙区に帰っていたこと。第三には、女性に選挙権を与えることへの反対感情が根強かつたこと、第四に、WSPUへの批判が強かつたことである。

しかし、調停法案の否決の原因として考えられるのは、以上のような外在的なものばかりではなかった。実は女性の国政選挙権に賛成する人々の間にも、どういう形で女性に選挙権を与えるかをめぐって対立があったのである。J・S・ミルが一八六七年の第二次選挙法改正法案の第二読会において、条文にある「男性」という用語を「人」と変える修正案を提出して以来、十九世紀の女性選挙権団体は男性と同じ条件で、女性にも選挙権を拡大することを要求してきた。しかし、二〇世紀初頭においては、いわゆる「社会主义の復活」によって、男子成人の選挙権資格が問い合わせつつあつたことが、女性の国政選挙権の要求を複雑に始めた。すなわち、当時のイギリスでは、十九世紀の三度の選挙制度改革にもかかわらず男子成人に普通選挙権は与えられておらず、選挙権は本質的には財産資格に基づくものであった。その結果、男子成人の約三分の一が有権者として登録されていなかつたのであるが、今やそのことが問題視されてきたのである。このため、二〇世紀初頭

のイギリスにおける女性の選挙権要求は、当時の政治課題の一つであった男子成人の普通選挙権とのかかわり抜きには論じることが不可能になつてゐたのである。つまり、性差別撤廃を実現することを目指す女性の選挙権要求と、労働者の階級利害を守ろうとする男子成人の普通選挙権要求の間には、どういう形で女性選挙権を実現させるかをめぐつての対立の生じる余地があつたのである。

一九〇〇年に労働代表委員会として成立し、一九〇六年に議会政党となつた労働党では、年次大会で毎年のように「現行の男性と同じ条件による女性選挙権」(women's suffrage, 以下「制限付き女性選挙権」と称す)を党として主張することが提議された。しかし、労働党大会では、男性と同じ条件で女性にも選挙権をという議決案は、組合代表等に反対されてきた。「男女成人普通選挙権」(adult suffrage)でなければ、労働者の階級利害に反するというのがその理由であった。一方WSPUやNUWSSのような女性団体は、とりあえず性差別を撤廃することが優先的課題であると考えて活動をしてきた。とりわけ、パンクハースト達はその出身が労働党の一翼を構成していた独立労働党であつたにもかかわらず、階級利害を優先する労働党に反対し、階級利害よりも性差別撤廃を優先すべきであると考えた。¹⁰⁾ 性差別さえ撤廃しておけば、男子成人に普通選挙

権が賦与されたときに、労働者階級の女性にも、自動的に選挙権が与えられるというのが女性団体の基本的な考え方であった。

一方、政権党である自由党は、一九一一年九月にこの問題に関する自由党地方連合の意見を聴したが、そこでは「制限付き女性選挙権」には反対であるという結果が出た。⁽¹⁾ 自由党改革派のロイド・リージョーン等は、現行の条件のまま女性に選挙権を与えるのは階級間の不公平を増すだけだという理由で制限付き女性選挙権に反対し、労働者階級の女性にも選挙権が与えられねばならないという労働党の主流と同じ立場をとった。女性選挙権に好意的な議員が多くいた自由党や労働党においても、「制限付き女性選挙権」は所有に基づくものであり、階級利害に反するという意見が根強かつたのである。

このような意見の対立の存在を背景に、労働者の階級利害を守るための選挙改革要求に答えて、一九一一年一月にアスキス首相は翌一二年のうちに政府が「男子成人普通選挙権」(manhood suffrage)を政府提案の議案として出すことを、男女成人普通選挙権を要求する「人民選挙権連合」(People's Suffrage Federation)の代表団に発表した。⁽²⁾ アスキス首相は、同時に、この男子成人普通選挙権法案には、修正案によって女性選挙権を付加することも可能

だとも付言した。この政府法案提出の予告は、上述の第三次調停法案が否決されるに至った過程で決定的に作用していたと思われる。

調停法案の否決後、WSPUの直接行動が繰り返されるなかで、NUWSSは、アスキス首相が一九一一年一月に約束した「改革法案」が男子成人普通選挙権法案として提出される時、その法案を修正することと、女性選挙権を実現しようとして、新たな戦術を考え始めた。

註

(1) 調停委員会の成立については、以下を参照。David Morgan, *Suffragists and Liberals: The Politics of Woman Suffrage in England*, 1975, pp. 64-69; Rosen, *op. cit.*, pp. 131-136; Hume, *op. cit.*, pp. 61-97. 調停委員会の書記であつたブレイルズ・フォードの草案に対する意図は、H. N. Brailsford, *Women Suffrage: "The Conciliation" Bill, an Explanation and Defence*, 1908? に示されている。

(2) 第一次調停法案は、女性に男性と同じ条件の選挙権を与えるのではなく、一〇ポンド占有条項を含む地方自治体選挙法に沿った内容の法案だった。すなわち、1、世帯主の資格をもつてゐる全ての女性あるいは一〇ポンド占有資格を持つてゐる全ての女性は、一八八四年の人民代表法の意味するところの範囲内で選挙人として登録される。そして登録されると、家屋のある州あるいは都市で投票する。2、女性は結婚によつ

「女性選挙権協会全国連合」とイギリス労働党の選挙協力

て選挙人として登録される資格を外されることはなく。同じ財産によって夫と妻の双方が資格を与えられることがない、という内容だった。自由党のロイド＝シーリー・ワイнстーン・チャーチルは、この法案は財産のある未婚の女性が未亡人に選挙権を与えるもので、保守党に有利であると反対した。

この調停法案は、七月一〇日に第二読会を二九九対一八九で通過し、全院合同委員会に付されたが、首相のアスキスは審議時間をこれ以上は割けないと、調停委員会のリットン卿に伝え、七月末議会は閉会になつた。

(3) 第二次調停法案は、第一次調停法案から一〇ポンド占有条項が削除され、世帯主である女性に、一八八四年の人民代表法の範囲内で選挙権を与えるというものであった。この法案は一九一一年五月一日に第二読会を通過したが、五月二九日、大蔵大臣ロイド＝シーリーは、今期はこれ以上、調停法案の審議はしないで、政府法案の審議に時間を使うと発表し、次の会期に一週間の審議時間を与えると約束した。そして一九一二年三月に第三次調停法案の審議が行なわれたのである。以上はRosen, *op. cit.*, pp. 134-136, 147-148による。

(4) 一九一二年の会期は、約八〇万人が参加した炭鉱ストライキの解決、アイルランドへの自治権賦与（四月一日法案提出）、主教制のウェールズ教会の非国定教化（Disestablishment of the Church of Wales 四月一一日法案提出）など、由党政府にとっては重要な課題が目白押しあつた。David Morgan, *op. cit.*, p. 100.)

(5) Millicent Garrett Fawcett, *What I Remember*, 1976 (1st ed., 1925), p. 203.

(6) Emmeline Pankhurst, *My Own Story*, 1970 (1st ed., 1914), pp. 211-212.

(7) *The Times*, 30 March 1912.

(8) H. C. G. Mathew, R. McKibbin, J. A. Kay, 'The Franchise Factor in the Rise of the Labour Party', *English Historical Review*, vol. 91, 1976, pp. 723-752.

(9) *The Annual Conference of the Labour Party 1900-1914*.

(10) ペンクベースト労働党的女立派 Sylvia Pankhurst, *The Suffragette Movement : An Intimate Account of Persons and Ideals*, 1931.

(11) Rosen, *op. cit.*, p. 151.

(12) アスキスが「人民選挙権連合」の代表に任命されたのは一九一一年一一月二二日。David Morgan, *op. cit.*, p. 84.

「人民選挙権連合」は、マーガレット・ボンドフィールド (M. Bondfield), マーガレット・ルーニン・ドレイヴィス (M. L. Davis), メアリー・マカーサー (M. MacArthur) といった女性達、労働党議員を中心構成された団体。この団体は、男女の別なく、三ヶ月の居住条件のみで國政選挙権が与えられるべきを要求した。だが、アスキスの女性観は Michael and Eleanor Brock eds., *H. H. Asquith : Letters to Venetia Stanley*, 1985 参照。

II. ニューフェンスの新政策の導入

ニューフェンス 十九世紀以来政治的には無党派を標榜し

ていたが、人的にも理念的にも自由党と密接な係わりがあつた。一八九七年の再統合後も、主として自由党的議員を通じて、議員立法により、選挙権を実現しようとしていた。しかし、調停法案の否決の後、フォーセットは二〇世紀初頭においては、法案成立には議員個人だけではなく、政党全体の支持が必要だと考えたのである。⁽¹⁾ところが、自由党政府は「改革」をその理念として掲げながらも、一向に女性の国政選挙権を実現しようとしなかつた。一方労働党は、政府の「改革法案」提出を前にして、一九一二年一月にバーミンガムで開かれた年次大会で、女性への選挙権賦与を条文に加えなければ、「改革法案」を支持しないという決議を、賛成九一九、〇〇〇対反対六八六、〇〇〇で採択していった。⁽²⁾このような状況の中で、NUWSSは女性達が選挙運動で自由党に反対し、労働党候補者を支援しようという方針を決めたのである。

新政策にかかる労働党幹部とNUWSSの幹部の話し合いは、一九一二年四月末から始まつた。⁽³⁾四月二十四日、労働党の全国執行委員会の議事録には、この件に関する次のような記録がある。

労働党候補者の援助に関するNUWSSとの往復文書が読まれた。ホッジ（Hodge）氏が提案し、マクドナル

ド（McDonald）氏が支持し、以下のことが決議された。決議、NUWSSの執行委員会と会談するための代表が指名される。さらに会談を重ね、報告する。（Hardie）、マクドナルド、ヘンダーソン（Henderson）一が構成される。

交渉は、七月二日に当時議会労働党議長であったマクドナルドによつて報告がなされるまで続けられた。⁽⁵⁾四月三〇日、NUWSSの幹部は上記労働党「選挙小委員会」の委員達と会談した。⁽⁶⁾そこでは、労働党の幹部の女性選挙権に対する態度が問題となり、女性に国政選挙権を与えることは労働党の政策であることは確認されたが、それはあくまで「男女成人普通選挙権」としてであつた。「男女成人普通選挙権」が実現しなかつた場合、性による差別を除く法案に対してどういう態度をとるかについては、労働党は明確な約束を避けた。

一方、労働党には、中流階級の女性が指導する運動に対する不信が根強かつた。この時期の労働党は財政困難な状況であったので、労働党は女性選挙権論者に買収されたのだと思われるのではないかと恐れたのである。このため、NUWSSの基金は労働党ではなく、候補者個人に提供

「女性選挙権協会全国連合」とイギリス労働党の選挙協力

されることになつたが、労働運動ではない中流の女性の選挙権運動との提携を行なつてもよいのかという消極論が労働党内にはあつたのである。また四月三〇日の会談の一週間後、労働党的マクドナルドとNUWSSのフォーセット、コートニー（K. Courtney, NUWSSの書記）の三人が会談した。マクドナルドは女性の選挙権賦与の条文を含まないどんな改革法案にも反対するという約束をしたもの、この提携を公表することには強く反対した。

NUWSS側では、この新政策は、五月一四・一五日の特別委員会で承認され、一二三日の『コモン・コーズ』に「女性選挙権のABC」というタイトルで公表された。⁽⁸⁾ NUWSSはその会員に、女性選挙権問題の解決を遅らせることは自由党にとって不利益であることを知らしめるために、自由党の女性選挙権反対論者に効果的な反対をすることを提案したのである。その具体策は、労働党的候補者を選挙区で支持し、三つどもえの選挙区を増やすことであつた。自由・労働・保守の三つどもえの選挙区が増えることによって自由党政権は女性選挙権を真剣に考えるだろうといふ予測をたて、この政策の実施に伴つて反保守票が分割され、保守党候補者が当選するという結果になつても、そのことによつて自由党政権に圧力をかける効果があるとNUWSSは考えたのである。

また、この新政策にかかわる基金が設けられ、この新政策は、「選挙闘争基金政策」（Election Fighting Fund Policy 以下EFF政策と略す）と呼ばれるいじになつた。NUWSSのこの新政策をうけて、それまでの『コモン・コーズ』の表紙には、女性運動を支持する男性議員や女性運動家の写真が使われていたが、一九一二年五月一六日号から、炭坑夫の父と妻と幼い娘という労働者家族のイラストへと変つた。⁽⁹⁾しかし、「自由党を罰する」と「労働党を支持する」という二つの要素が混在したこの新政策によつて、NUWSSも新たな矛盾を抱え込むことになつた。EFF政策が公表されると、NUWSSの中では自由党支持をめぐつて議論が続いた。そもそも、自由党には自由党を助ける組織として「女性自由党連合」（Women's Liberal Federation、以下WLFと略す）が一八八六年の総選挙後に結成されていたが、そこに加入する女性達はNUWSSともかかわっていた。したがつて自由党政権としても、女性選挙権を無視してはWLFの支持を得ることはできなかつた。一九一二年五月一六日、自由党院内総務のマスター・オウ・エリバンク（A. W. C. O. Murray, Master of Elibank）は、自由党は女性達が党のために永年尽力してきたことを認め、WLFの意見を受入れたい、また自由党だけが女性の選挙権を実現できる政党であり、

実現を急いで自由党を離れたり、一般の人々に損害を与えるのは女性選挙権の実現を妨げるだけである、そして女性選挙権を実現できる可能性のある改革法案を、教育相のピース（J. A. Pease）が提案する予定であると、WLFの構成単位の一つである「マンカスター女性自由党協会」⁽¹³⁾（Doncaster Women's Liberal Association）に書き送った。

同じ頃、NUWSSの自由党支持者ラスボーン（E. Rathbone）は「自由党女性新しいプラン」と題する講評を『コモン・コード』に掲載した⁽¹⁴⁾。その骨子は、自由党は政権政党であるから、もし自由党に女性選挙権を実現する意思があるなら、来るべき「改革法案」に女性選挙権を修正法案で加えたら、それを通すことが出来るのであり、女性を含まない改革法案が通つたら、自由党が自ら自由主義の原理を失つたことになるというものであつた。自由党を支持する女性達の間でも女性選挙権をめぐつて自由党への批判は高まつっていたのである。ラスボーンだけでなく、「ランカシャー・チャーチ女性自由党連合」（Lancashire and Cheshire Women's Liberal Federation）会長のブラン夫人（Mrs. E. S. Brown）も、自由党が女性選挙権実現について何もする気がないなら、自由党女性は自由党を支持するのを止めよう、それが義務だと、一九一一

年一月に集会で演説して熱狂的支持を受けていた⁽¹⁵⁾。リヴァプールでも女性自由党員達が、「もし自由党政府が女性選挙権を含まない改革法案を通したら、我々はこれまで自由党のために活動してきたが、次期総選挙では自由党のためには活動しない」という誓約書を同地の自由党女性協会に提出した⁽¹⁶⁾。

一九一二年六月四日のWLFの年次大会では、加入している全国の協会は女性選挙権の推進を目的とすることが承認され、政府に、改革法案に対する修正案として女性選挙権の条項を提案することを求める決議を行なつた⁽¹⁷⁾。自由党的女性達は、自由主義と自由党を区別し、自由主義が「伝統的な」ものになれば、もはやそれは自由主義ではないと批判を行なつていた。さらにWLFは、七月には「タンブリッジウェルズ決議」（Tunbridge Wells Resolution）を採択した。この決議は、もし「自由党連合」がなにもしないなら、WLFは自由党政府のために働くのは止めようという内容であった⁽¹⁸⁾。NUWSSの新政策のうち、自由党を罰するという要素は、このWLFの方針と合致するものであつた。自由党側のこのような事情もあつて、自由党にとって不利な選挙戦術であるEFF政策を批判してNUWSSを辞めた女性達もいたものの、NUWSSの会員の大多数はEFF政策を支持し続けることとなつた⁽¹⁹⁾。

「女性選挙権協会全国連合」とイギリス労働党の選挙協力

一方、依然として労働党の側にはためらいが見られ、また、「男女成人普通選挙権」を支持するマクドナルドに対す批判はNUWSSの側でも消えなかつた。党内にこのような矛盾を抱えたまま、労働党もこのNUWSSの新政策を受け入れた。七月一日、マクドナルドは全国執行委員会で報告した。⁽²²⁾

NUWSSに関して、マクドナルド氏が、労働党候補者を援助する方法について、NUWSSの代表と協議した「小委員会」の代表として報告した。そして次の取り決めがなされたと述べた。

NUWSSは、自由党の反女性選挙権論者が女性選挙権に反対し続ける選挙区において労働党候補者個人を支持するという特別な目的のために基金を集め。そしてまたNUWSSは自ら、活発な活動組織によつてそのような候補者を支援する。

ターナー（Turner）氏がこれに關する動議を出し、ロビンソン（Robinson）氏が支持動議を出し、この動議は承認された。スティーヴンソン（Stephenson）氏は反対した。

スティーヴンソンは、マクドナルドの報告に続いて、

「男女成人普通選挙権」を主張する「人民選挙権連合」の報告を行なつた。七月の時点では、労働党内においては、「男女成人普通選挙権」要求運動の推進と、女性選挙権の実現を優先するNUWSSの運動であるEFF政策の受容じらの二つの政策が混在してゐたのである。⁽²³⁾

註

(1) Fawcett, *op. cit.*, p. 206.

(2) *The Report of the Twelfth Conference of the Labour Party*, 1912, p. 103.

(3) Holton, *op. cit.*, pp. 77-81.

(4) NEC Minutes Since 1900, Archives of British Labour Party, 24 April 1912.

(5) *Ibid.*, 2 July 1912. ジの全国執行委員会は一九一一年春には月一回の報告で開かれているが、五月、六月の執行委員会では、NUWSSのものに關する報告はない。

(6) Holton, *op. cit.*, pp. 77-78.

(7) 一九一四年まではNUWSSの書記。しかし、戦争が始まると、組織を擧げての戦争協力に反対してNUWSSを辞す。

(8) *Common Cause*, 23 May 1912. なお、いに書かれていふ「特別委員会」が、いの件で特別に招集された執行委員会なのか、あるいはこの新政策推進の為に作られた別の委員会なのかは、未確認である。

(9) *Ibid.*, 20 June 1912.
(10) *Ibid.*, 16 May 1912.

(11) ブルヘンヒューズ Claire Hirshfield, *Fractured Faith*

: Liberal Party Women and the Suffrage Issue in Britain 1892-1914, *Gender and History*, Vol. 2, 1990,

pp. 173-197参照。

(12) 一九一一年の自由党年鑑によれば、WLFは加入していた女性自由党協会は八二六であった。

(13) *Common Cause*, 23 May 1912.

(14) *Ibid.*, 30 May 1912. ハンノア・ラスボーンはリヴァプールの社会改革家。ハベボーン家は、地方議員として、大学創設者として、トニー議員として、カーネギーに影響力を持った名家であった。

(15) *Ibid.*

(16) *Ibid.*

(17) *Ibid.*, 13 June 1912.

(18) Hirshfield, *op. cit.*, p. 185.

(19) Holton, *op. cit.*, p. 79.

(20) *Ibid.*, p. 81.

(21) *Common Cause*, 18 July 1912.

(22) NEC Minutes Since 1900, 2 July 1912.

(23) 労働党内の選挙改革要求が、一九一一年以降も、男女成人普通選挙権要求、複数投票権廃止要求、居住資格に基づく選挙権要求、小選挙区制への反対と多様だったことは、労働党年次大会報告書からわかる。²⁾

III. WLF政策の実施

一九一一年五月に発表された後、NUSWSのEFE政策が実施されたのは八回の補欠選挙においてであった。まず最初にホウムファース（一九一一年六月二〇日）、続いてハンリー（七月一三日）、クルー（七月二六日）と三選挙区でEFE政策は立て続けに実行され、やがて秋にはモロージャン（九月一〇日）でも行われた。しかし一九一一年の補欠選挙では、合計四回EFE政策が実施された。

一方、「改革法案」は、一九一一年六月一七日に「選挙権および登録法案」(Franchise and Registration Bill)とふり名称でペーパーズ教育相によって政府法案として提出された。¹⁾ NUSWSは議会の審議日程にあわせて、まずホウムファースの補欠選挙でEFE政策に力を入れたのである。ホウムファースでは、自由党候補者のアーノルド(S. Arnold)が、「選挙権および登録法案」の修正条項として問題になつてゐる女性選挙権に関して態度を曖昧にしたままであった。彼は一九一一年三月の調停法案よりも広い範囲の女性に選挙権を与えることにならねばならぬ理由で、一九一一年七月に議事日程表に載せられた「女性選挙権修正案」²⁾

「女性選挙権協会全国連合」とイギリス労働党の選挙協力

に反対しており、「選挙権および登録法案」の修正が認められなければ第三読会でそれに反対する、というNUWSSの求める公約をしなかつた。保守党候補者のエリス（G. Ellis）は、女性選挙権修正法案に賛成かどうかを尋ねるNUWSSの質問を無視した。彼自身は「制限付き女性選挙権」に反対し、WSPUの直接行動にも反感を持つていた。これに対し、労働党候補者のラン（W. Lunn）は女性への選挙権賦与を二〇年来支持してきた候補者であり、一九一二年六月二三日の『マンチェスター・ガーディアン』紙上のインタビューで、女性を含まない「選挙権および登録法案」には第三読会で反対すると明言した。⁽³⁾

当然のことながら、ホウムファースの補欠選挙での主要な争点は女性選挙権をめぐるものではなかった。『タイムズ』紙によれば、国民保険法、自由貿易、失業問題と最低賃金が問題となっていた。

この選挙区は西南ヨークシャーにあり、ランカシャーとダービーシャーとの境界地域にあった。マンチェスターやシェフィールドに近かつたが、大きな町は含まれていなかつた。村々は散在しており、この選挙区で活動するには自動車が必要であり、『コモン・コーネズ』では自動車の提供が呼び掛けられた。⁽⁴⁾ 選挙責任者はクラークソン（Clarkson）といふ女性で、演説者としてチュー（A. N. Chew）やクー（⁽⁵⁾）

バー（S. J. Cooper）、ロビンソン（A. Robinson）⁽⁷⁾ 独立労働党や労働組合に参加しているNUWSSの女性会員の名前が見える。彼女達は女工であつたり、小学校教師であつたりし、明らかにNUWSSの中央にいる社会改革家とは出身が異なつていて。『コモン・コーネズ』は、選挙のためにボランティアが必要であると協力を呼び掛けた。

彼女達はもし労働党候補者のランが勝てば、女性に選挙権を与えるべきだというメッセージになるとして、意気込んで選挙活動をし、この活動によって投票権のない女性が政治的影響力を持つると強調した。さらにNUWSSは、今度の補欠選挙で、自由党候補者を落選させることができれば、次期総選挙で自由党は二十から三十の議席を失うだろうと見込んだ。女性選挙権の問題が党的統一を乱すと考える自由党に反対し、女性の選挙権に公式に賛成している労働党を応援することが女性選挙権獲得につながるが、選挙区の労働党員は日中は仕事があり、選挙活動ができないので、自分達女性の活動が有効なのだと自負して、NUWSSの女性達は積極的に活動を続けた。この選挙運動期間中、NUWSSは十五回の集会を開催した。しかし、炭坑と工場が散在しているホウムファースの選挙区内の全ての村に自由党の選挙組織があるのでに対し、労働党にはほとんど選挙組織はなく、彼女達は活発に選挙運動をしたもの、労

労働党候補者ランの得票数は三一九五票であり、四七四九票を獲得した自由党候補者アーノルドが当選した。労働党候補者ランの得票は保守党候補者エリスの三三七九票にも及ばず、この三つともえの選挙戦で最低の得票数であった。⁽¹⁰⁾

しかし、NUWSSは、労働党が前回一九一〇年の総選挙よりも得票を約二倍に伸ばしたこと注目し、自分達は良く戦ったと自己評価した。彼女達は村々を自動車で周り、自由党候補者が村の教室で数十人の聴衆を集めたのに対し、戸外で何百人かを集めて演説した。そして彼女達は「自由党と労働党とが民主的な票を争うところで、どちらが労働者の物差しに適うのかを問うことが出来る」と考えたのである。

次にEFF政策が実施されたのは、ハンリーとクルーでの補欠選挙であった。スタッフオードシャーのハンリーは、従来は自由党的優勢な選挙区であったが、自由党と労働党的選挙協力により、一九〇六年の総選挙で、自由党が候補者を立てなかつたので、労働代表委員会の候補者が九一八三票対四二八七票で保守党候補者を破り、当選していた。一九一〇年の二度の総選挙でも、炭坑夫の指導者だった労働党のエドワーズ(E. Edwards)が自由党的協力を得て、保守党候補者を大差で破つて当選していた。エドワーズの死により、補欠選挙が行なわれることになったが、一九一

二年の補欠選挙では自由党も候補者を立てた。土地課税を主張するウースウェイト(R. L. Outhwaite)は自由党的有力候補者だったのに對し、労働党的選挙組織は弱く、苦戦が予想された。前回一九一〇年の総選挙では労働党は自由党的選挙組織に頼つていたのである。NUWSSはクーパーを責任者として、選挙区に事務所を借り、選挙活動を行なつた。NUWSSはハンリーでも、労働党に不足しているオルガナイザー、演説者、ボランティアを提供し、労働党候補者の応援をしたのである。⁽¹¹⁾

ほぼ同時期に、チエシャーのクルーでも補欠選挙があつた。クルーの自由党候補者マーフィー(H. Murphy)は個人的には女性に国政選挙権を与えることを支持していたが、「選挙および登録法案」に女性条項を加える修正が行なわれなかつたとき、第三読会でそれに反対すると明言しなかつた。一方、労働党候補者ホーミズ(J. Holmes)には期待ができた。NUWSSはクルーはハンリーよりも労働党候補者が勝つ可能性があると判断して、選挙事務所を三ヶ所設けて活発に活動を行なつた。女性達は労働党と協力して集会を開き、機関誌やバッジを売つた。当初は物珍しそうにNUWSSの選挙事務所にやつてきた人々も、共感を示すようになり、熱狂的な選挙活動が行なわれたと報告されている。⁽¹²⁾しかし結果は、ハンリーでは労働党候補者

「女性選挙権協会全国連合」とイギリス労働党の選挙協力

フィニー（F. Finney）の得票は一六九四票で、最下位に終わり、自由党的ウースウェイトが議席を獲得して、労働党は下院で一議席を失なうことになった。クルーでも労働党は最下位であった。しかもクルーでは自由党と労働党の候補者が票を奪い合うことによって、自由党は一九〇〇年以来保持してきた議席を保守党に奪われてしまつたのである。

一方、EFF政策の当面の目標であった「選挙権および登録法案」は、一九一二年七月八日、一一日、一二日と三日間にわたつて下院の第二読会で審議された。⁽¹⁴⁾七月一二日には二九〇対二一八で法案は第二読会を通過して、全院委員会に送られ、女性に選挙権を与えるかどうかという問題の成否は委員会審議以降に持ち越された。この下院の第二読会の審議では、保守党が、男子成人に普通選挙権を賦与することに関して、「教育を受けたものの責任」としての大学選挙権、「より多くの責任を負うものの責任」としての複数投票権を擁護した。そうした保守党からの批判に対して、自由党はこの法案は選挙に関する現行法案と登録制度の簡略化にすぎないものであり、本質的に今までの選挙制度とかわらないものであると弁明した。また保守党議員からは、居住資格が短縮されることによって臨時雇いの労働者にも選挙権が賦与されることになるにもかかわらず、

高等教育を受けた女性や多額納税者の女性に選挙権が賦与されないのは、責任あるものが政治を担うという原理に反するという反対意見も出された。しかし、アスキス首相は、一九一一年一月には修正案によって女性選挙権を実現させることも可能だと発言していたにもかかわらず、第二読会も終わり近くになって、この法案は女性に選挙権を与えるものではないと明言したのである。⁽¹⁵⁾

女性選挙権を政府法案への修正案によって実現することが困難になつていてもかかわらず、一九一二年最後のEFF政策が、スコットランドにあるミドロージャンの補欠選挙（九月一〇日投票）で実施された。ミドロージャンの補欠選挙は自由党院内総務のマスター・オブ・エリバンクの引退によつて行なわれることになったものであつた。労働党候補者のブラウン（R. Brown）はダルキースの市長で、炭坑夫の利害を代弁すると見られており、自由党候補者はショウ（A. Shaw）、保守党候補者はホウプ（J. A. Hope）だつた。ところが選挙の結果はクルーの選挙結果と同様に、前回の総選挙で三一五七票差で保守党候補者を破り、議席を獲得した自由党は、労働党と票を奪い合う結果になり、僅か三二票差で保守党に敗北することになったのである。

三つともえの選挙を行なう困難の中でのNUWSSは次

第に、EFF政策の目的は當時選挙組織を持たなかつた労働党の組織を作ることであると『コモン・コード』に書くようになつた。⁽¹⁶⁾ 短期的には労働党に不利であつても、自分達の活動は労働党を育てることになるという展望を、EFF政策を推進した女性達は『コモン・コード』で明確にしていった。しかし、一九一二年九月のミドロージヤンでの補欠選挙後、一九一三年三月までEFF政策に基づく三つともえの選挙は実施されなかつた。またNUWSSの目標であつた「選挙権および登録法案」は、一九一三年一月二三日に始まつた委員会審議の中で、保守党党首ボナー・ロウ（A. Bonar Law）から、修正条項により法案が元の法案と異なることになる場合、法案は新たな法案として提出されねばならないのではないかという質問を受け、下院議長ロウザー（J. Lowther）は、女性選挙権に関する修正条項は元の法案を大きく変えることになるという意見を明らかにした。その結果、政府自らの手によつて法案は審議半ばにして、二七日に取り下げられてしまつた。⁽¹⁷⁾

このようにして「選挙権および登録法案」が取り下げられた後も、NUWSSのEFF政策は続けられた。一九一三年のNUWSSの年次大会はEFFの活動をさらに発展させると決定した。⁽¹⁸⁾ 選挙区における日常的な活動では、地方における選挙組織作りに力を入れ、特に女性に選挙権を

与えることに反対している自由党閣僚のピーズ教育相の選挙区ロザラム、マッケンナ内相（R. MacKenna）の選挙区北モンマス、ランカスター公領尚書ホブハウス（C. Hobhouse）の選挙区東プリストルで活動に力を入れることになつた。

もひに五月には、NUWSSは労働組合から女性選挙権を支持する決議を集めることにした。⁽¹⁹⁾ そして一九一三年九月には、「労働組合会議」（Trade Union Congress）の大會で女性選挙権支持の決議を取り付けた。⁽²⁰⁾ また選挙区においては、労働党を自由党から独立した政党とするための活動を活発にすることと、労働党内で女性に選挙権を与えることへの支持を広げることが目標とされた。同時に、女性が選挙権を持つことは家庭を壊すものではないというキャンペーンがNUWSSの機関誌で行なわれた。

しかし一九一三年に入ると、NUWSSの機関誌でのEFF政策に関する記述が一九一二年と比べて量的に減つてゐる。これにかわつて目立つるのは、「巡礼」（Pilgrimage）と名付けられた新たなキャンペーンの記事であつた。NUWSSは、女性選挙権獲得を訴えて、全国各地からロンドンに向かう行進を五月に始めたのである。もつとも、一九一三年秋には「特別キャンペーン」が企画され、『コモン・コード』ではしばらく比重の下がつていたEFF政策は、

「女性選挙権協会全国連合」とイギリス労働党の選挙協力

再び活動に行なわれるようになつた。⁽²⁴⁾

三つ目もその補欠選挙は、一九一三年と一九一四年には、ホウトン・ル・スプリング（一九一三年三月一八日）、南ラナーク（一九一三年一二月二二日）、北西ダーラム（一九一四年一月三〇日）、リースバラ（一九一四年二月二六日）で、結局四回行なわれたが、労働党は議席を取ることができなかつた。自由党も南ラナーク、リースバラでは議席を失なつた。自由党も南ラナーク、リースバラでは議席を失なつた。自由党も南ラナーク、リースバラでは議席を失なつた。自由党も南ラナーク、リースバラでは議席を失なつた。

註

(1) *Parliamentary Debates: House of Commons*, 5th ser.,

Vol. 39, cc. 1325-1435; *The Times*, 17, 18 June 1912;

Common Cause, 20 June 1912.

(2) Hume, *op. cit.*, pp. 172-177. 議事日程表には四修正案が載せられた。その内、「一」は「男性」という限定を条文から除く修正案である。他の三修正案の示す女性選挙権の範囲は、「男女成人普通選挙権」、「十五才以上で家庭居住者、及びその妻」、「地方選挙権を持つ女性」の三種類であった。

(3) *Common Cause*, 13 June 1912.

(4) *The Times*, 21 June 1912.

(5) 自動車に関する記述が当時の選挙権要求運動家の文章によく出てくる。自動車が活動的であるとの象徴であつたよ

うと思ふ。『コヤン・ロード』においても、女性達がいかに

車で選挙運動をしたかが示されている。また、『タイムズ』紙（一九一二年六月二一日）によればホウムワースでは、保守党、自由党は有権者を自動車で投票所に運んだが、労働党は有権者に歩いて来るよう呼びかけたといふ。

(6) エイダ・ニールド・チューは貧農出身。十一才から臨時仕事をして働く。職場における熟練工との間の差別を地方新聞に投稿して諍論になる。独立労働党、労働組合に参加した。一九一一年から一九一四年までZCWSのオルガナイザー。(Liddington and Norris, *op. cit.*, 1978.)

(7) セリナ・クーパーは十才の時、紡績工場で働き始める。独立労働党、社会民主連盟、女性協同組合に参加。一九一六年から一九一四年までZCWSのオルガナイザー。(Liddington and Norris, *op. cit.*)

(8) アン・ル・ロランソンは教師。村で子供を教えるながら、独立労働党で活動する。彼女は最初はWSPUに所属し、後にNUSWSの活動家になるが、WSPUの活動が過激になつてから後もパンクハーベットを支持していく。(Kate Rigby, 'Annot Robinson: A Forgotten Suffragette', *Manchester Region History Review*, Vol. 1, No. 1, 1987, pp. 11-20.)

(9) *Common Cause*, 20 June 1912.

(10) *Ibid.*, 27 June 1912; F. W. S. Craig, ed., *British Parliamentary Election Results 1885-1918*, 1989, p. 437.

なれば、この記述中、選挙結果についてこそCraig, *op. cit.*に依頼する。

(11) *Common Cause*, 20 June 1912.

(12) *Ibid.*, 4 July 1912.

(13) *Ibid.*, 11 July 1912. WSPUはいの頃、補欠選挙への

関心や活動による、ハルヴィア・バンクハーストはクルー
ヒ行つてゐる。彼女は、EFF政策では女性選挙権は実現され
ない」と批判してゐる。(Sylvia Pankhurst, *The Suffragette*

Movement. An Intimate Account of Persons and Ideals,
1931, pp. 396-397.)

(14) *Parliamentary Debates: House of Commons*, 5th ser.,

Vol. 40, cc. 1633-1749, 2104-2173, 2252-2334.

(15) *Ibid.*, 5th ser., Vol. 40, c. 2268.

(16) 最初の三回の補欠選挙が終わった後、『コモン・コース』

は労働党の組織がないことを問題にするようになつた。最初

の例は、*Common Cause*, 20 June 1912.

(17) *Parliamentary Debates: House of Commons*, 5th ser.,

Vol. 48, cc. 648-844, 849-878, 1019-1092; *The Times*,

24, 25, 28 January 1913.

(18) Holton, *op. cit.*, p. 97.

(19) *Common Cause*, 14 March 1913.

(20) Holton, *op. cit.*, p. 99.

(21) *Ibid.*, p. 100.

(22) *Common Cause*, 4, 18 April, 2 May 1913.

(23) *Ibid.*, 9 May 1913.

(24) *Ibid.*, 29 August 1913.

四、EFF政策実施選挙区

JJのように実施されたEFF政策は、どのように選
挙結果に反映され、また第一次世界大戦前イギリスにおける
政党政治に影響を与えたのだろうか。まず、EFF実施
選挙区における選挙結果を前回の選挙結果と比べ、EFF
政策が保守党、自由党、労働党の得票にいかなる変化をも
たらしたかを検討したい。次に、その結果をもたらしたE
FF政策実施選挙区の特徴を検討したい。

最初に、EFF政策の実施された補欠選挙と、同じ選挙
区の一九一〇年の総選挙（一二月の総選挙で無投票であつ
た選挙区では、同年一月の総選挙）における得票を比較し
たものが〔表1〕である。EFF実施選挙区における自由
党と労働党の得票の合計は、前回の総選挙における自由党
または労働党候補者一人の得票（ホウムファースでは自由
党候補者と労働党候補者の得票の合計）とはほぼ同じである。
例えば、ハンリーでは一九一〇年一二月の総選挙における
労働党の得票の合計約八三〇〇票を、一九一二年の補欠選
挙では、自由党候補者が約六六〇〇、労働党候補者が約一
七〇〇ときれいに割つている。以下、クルー、ミドロージャ
ン、ホウトン・ル・スプリング、南ラナーク、北西ダーラ

[表1] E F F政策の行なわれた補欠選挙の結果

前回の選挙		補欠選挙	
Holmfirth	1910年1月総選挙	1912年6月20日	
H. J. Wilson	自由党 6,339	S. Arnold	自由党 4,749
R. G. Ellis	保守党 3,043	G. Ellis	保守党 3,379
W. Pickles	労働党 1,643	W. Lunn	労働党 3,195
自由党 3,296票差で勝利		自由党 1,370票差で勝利	
Hanley	1910年12月総選挙	1912年7月13日	
E. Edwards	労働党 8,343	R. L. Outhwaite	自由党 6,647
G. H. Rittner	保守党 4,658	G. H. Rittner	保守党 5,993
労働党3,685票差で勝利		S. Finney	労働党 1,694
Crewe	1910年12月総選挙	1912年7月26日	
W. S. B. McLaren	自由党 7,629	E. Craig	保守党 6,260
E. Craig	保守党 5,925	H. Murphy	自由党 5,294
自由党 1,704票差で勝利		J. Holmes	労働党 2,485
Midlothian	1910年12月総選挙	1912年9月10日	
Master of Elibank	自由党 8,837	J. A. Hope	保守党 6,021
J. A. Hope	保守党 5,680	Hon. A. Shaw	自由党 5,989
自由党 3,157票差で勝利		R. Brown	労働党 2,413
Houghton-Le-Spring	1910年1月総選挙	1913年3月18日	
R. Cameron	自由党 10,393	T. E. Wing	自由党 6,930
H. S. Streatfield	保守党 4,382	T. Richardson	保守党 4,807
自由党 6,011票差で勝利		W. House	労働党 4,165
Southern Lanarkshire	1912年12月総選挙	1913年12月12日	
Sir W. Menzies	自由党 5,160	Hon. W. Watson	保守党 4,257
C. M. Douglas	保守党 3,963	G. Morton	自由党 4,006
自由党 1,197票差で勝利		T. Gibb	労働党 1,674
North-Western Durham	1910年12月総選挙	1914年1月30日	
L. A. Atherley-Jones	自由党 8,998	A. Williams	自由党 7,241
J. O. Hardicker	保守党 4,827	J. O. Hardicker	保守党 5,564
自由党 4,171票差で勝利		G. H. Stuart	労働党 5,026
Leith Burghs	1910年12月総選挙	1914年2月26日	
Rt. Hon. R. C. Munro-Ferguson	自由党 7,069	G. W. Currie	保守党 5,159
F. A. Macquisten	保守党 5,284	M. Smith	自由党 5,143
自由党 1,785票差で勝利		J. N. Bell	労働党 3,346
<u>Common Cause.</u>		保守党 16票差で勝利	

Leslie Parker Hume, The National Union of Women's Suffrage Societies, 1982.
F. W. S. Craig ed., British Parliamentary Election Results 1885-1918, 1989 (1st ed., 1974).

ム、リースバラといづれの選挙区においても、一九一二年の補欠選挙における自由党と労働党候補者の得票合計は前回の自由党の候補者の得票数とほぼ等しい。これと比べ、保守党候補者の得票は、若干の増減はあるものの、一九一〇年の得票と一九一二年の得票に大きな変化はない。これらの事実から、労働党は自由党との選挙協力関係を破ることによつて、EFF実施選挙区において議席の獲得はできなかつたものの、自由党から自立する独自の基盤を確保することはできたのではないかと推測される。

こうした選挙区における労働党の基盤確保に対する女性達の貢献がどの程度のものであつたかを客観的に測ることは難しいが、EFF政策の労働党候補者への人的および財政的支援は無視できないものであつたと思われる。¹⁾

EFF政策の基金はNUWSSの通常の基金とは別の会計とされ、最初に掲げられた目標の二万ポンドに対しても、当初、寄付は順調に集まつた。EFF政策が実施された四回の補欠選挙が行なわれた一九一二年の夏から秋の初めにかけての時期に、寄付は約四〇〇〇ポンド集まつたが、その後は伸び悩んだ。²⁾

寄付は全て女性個人によるもので、寄付金の最低額はシリングである。支出は明らかにはされていないが、四〇〇〇ポンドあれば、一回の選挙で約一〇〇〇ポンドは使え

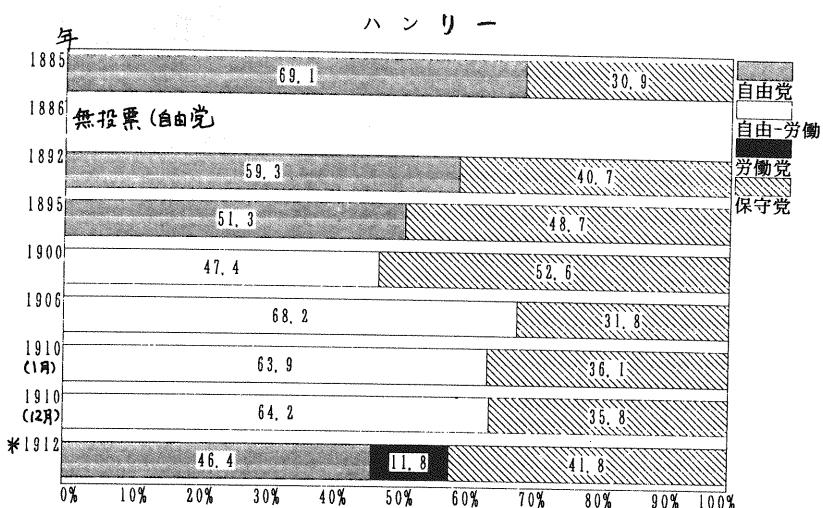
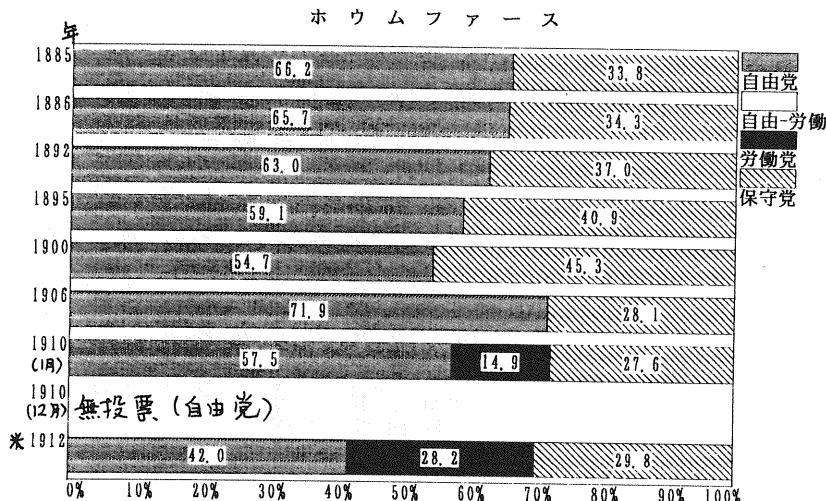
ることになる。この額の多少については、一八八三年の「腐敗および違法行為防止法」に定められた法定費用の上限が参考になる。³⁾ ホウムファースは州選挙区で、一九一二年六月時点の有権者は一三、〇三五人⁴⁾なので、この州の法定費用の上限は一三七〇ポンドである。⁵⁾ この法定費用に対して、一回あたり約一〇〇〇ポンドの選挙基金は、少なくない額である。また、一九一〇年一月の総選挙における候補者一人あたりの選挙費用の平均は八六一ポンドで、一九一〇年一二月の総選挙では七六九ポンドであった。⁶⁾ EFFの基金が法定内選挙費用としてのみ使われたのかどうかは明らかではないが、労働党候補者にとっては重要な援助であつたと推測できる。

NUWSSがEFF政策を発表した後、第一次世界大戦勃発までに行なわれた補欠選挙は、「表2」のとおり三六回である。

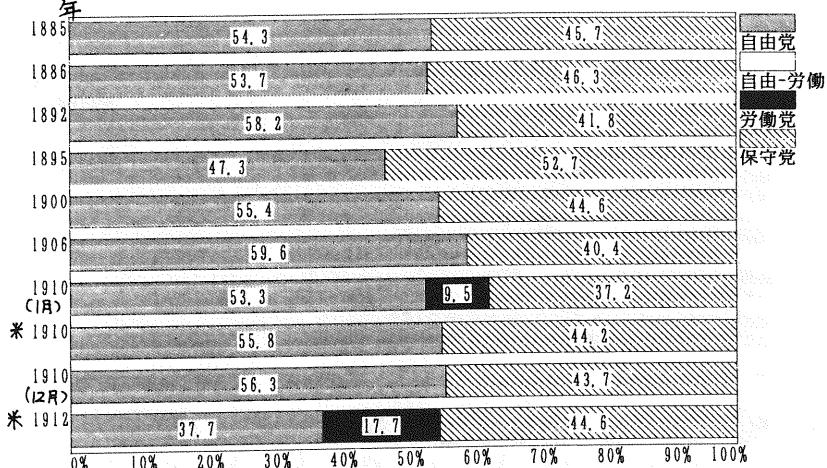
この間、一九一三年八月二〇日のチエスター・フィールドの労働党と自由党との共闘候補者の当選を例外として、労働党は一度も議席を得なかつたばかりか、EFF政策の実施されたハンリーを含めて、ボウ・アンド・ブロムリー、北東ダービーシャーの三選挙区で議席を失つている。このように労働党に不利な状況の中で、また、NUWSS内部にも労働党内にも、意見の相違があるなかで実施されたEFF

(グラフ1) E F F 実施選挙区における政党別得票率の変化

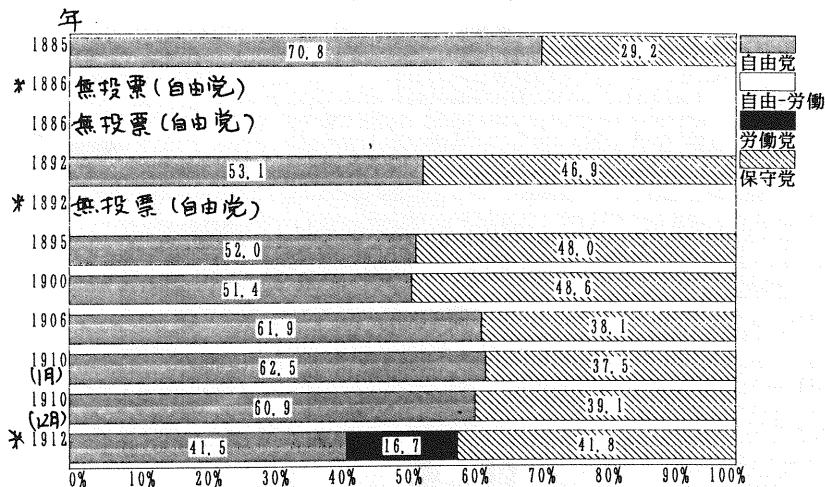
(*印は補欠選挙を示す)



ク ル 一

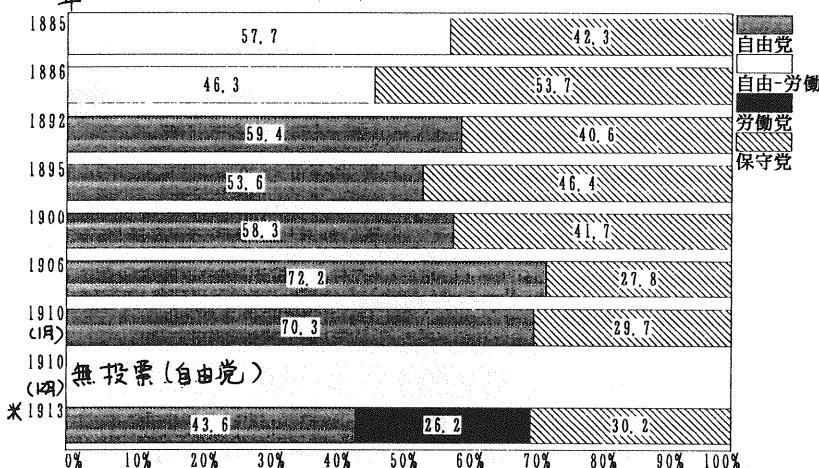


ミドロージヤン

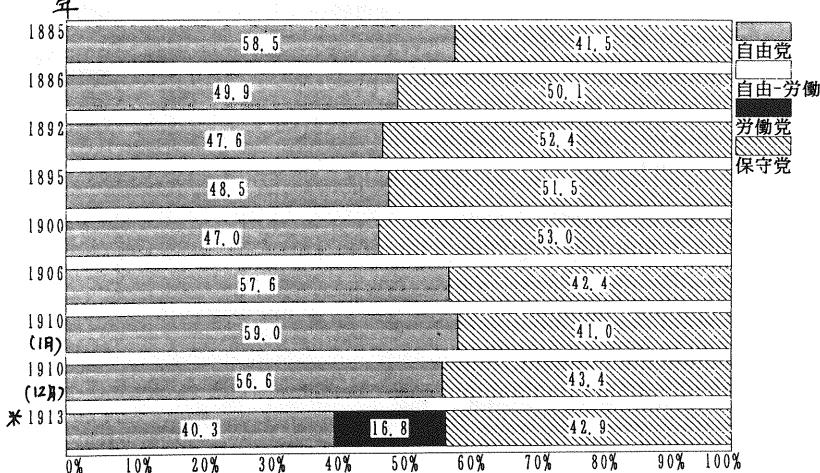


「女性選挙権協会全国連合」とイギリス労働党の選挙協力

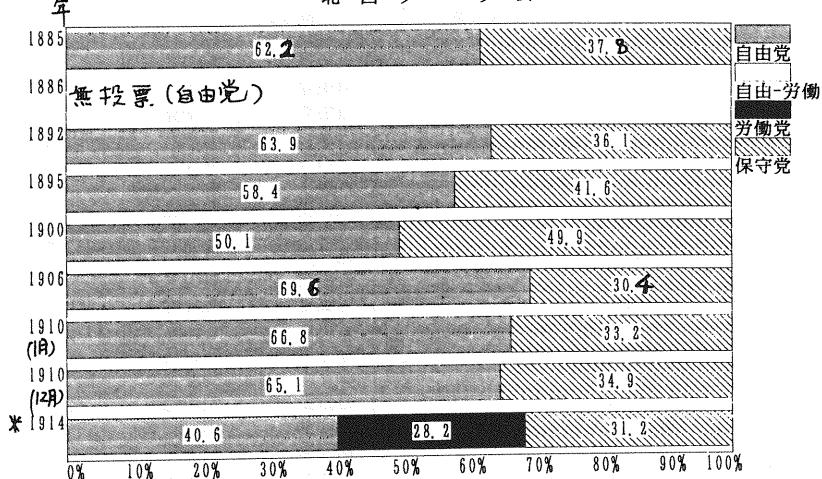
ホウトン・ル・スプリング



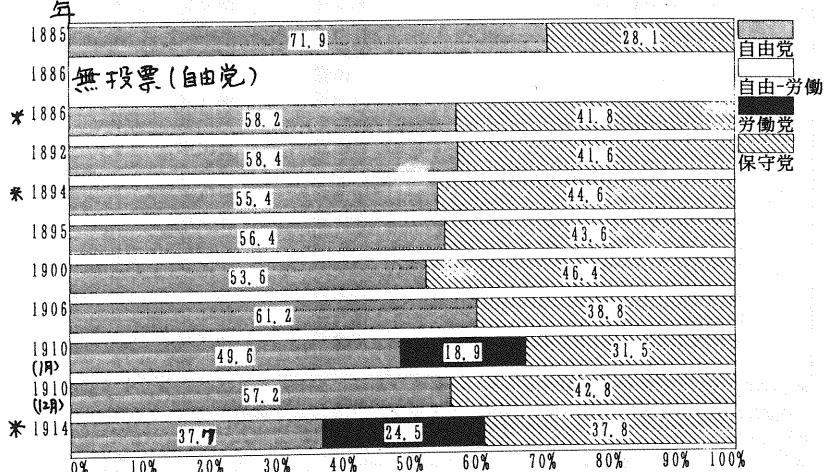
南ラナーノ



北西ダーラム



リースバラ



F. W. S. Craig, British Parliamentary Election Results 1885-1918, 1989より作成。

(表2) E F F 政策発表後、第一次世界大戦勃発までの補欠選挙

日付	選挙区	前回選挙	今回の結果	E F F
1912. 5. 31	North-Western Norfolk	自由党	自由党	
6. 20	Holmfirth	自由党	自由党	実施
7. 1	Illkeston	自由党	自由党	
7. 13	Hanley	労働党	自由党	実施
7. 26	Crewe	自由党	保守党	実施
8. 8	North-West Manchester	自由党	保守党	
8. 22	Eastern	自由党	自由党	
9. 10	Midlothian	自由党	保守党	
11. 11	Taunton	保守党	保守党	実施
11. 23	Bolton	自由党	自由党	
11. 26	Bow & Bromley	労働党	保守党	
1913. 1. 21	Flint Boroughs	自由党	自由党	
1. 30	Londonderry	保守党	自由党	
2. 19	Chorley	保守党	保守党	
3. 18	Houghton-Le-Spring	自由党	自由党	実施
3. 18	Kendal	保守党	保守党	
4. 22	Shrewsbury	保守党	保守党	
4. 30	Whitechapel	自由党	自由党	
5. 16	Newmarket	自由党	保守党	
5. 28	Altringham	保守党	保守党	
6. 12	Wandsworth	保守党	保守党	
6. 27	Leicester	自由党	自由党	
8. 20	Chesterfield	労働党	自由=労働	
11. 7	Linlithgowshire	自由党	自由党	
11. 8	Reading	自由党	保守党	
11. 11	Keighley	自由党	自由党	
12. 8	Wick Burghs	自由党	自由党	
12. 12	Southern Lanarkshire	自由党	保守党	実施
1914. 1. 30	North-Western Durham	自由党	自由党	実施
2. 18	Wycombe	保守党	保守党	
2. 19	South-West Bethnal Green	自由党	保守党	
2. 19	Poplar	自由党	自由党	
2. 26	Leith Burghs	自由党	保守党	実施
5. 12	Great Grimsby	保守党	保守党	
5. 20	North-Eastern Derbyshire	労働党	保守党	
5. 23	Ipswich	自由党	保守党	

*この他、無投票での補欠選挙は1912年5月から1914年大戦勃発まで13回あった。

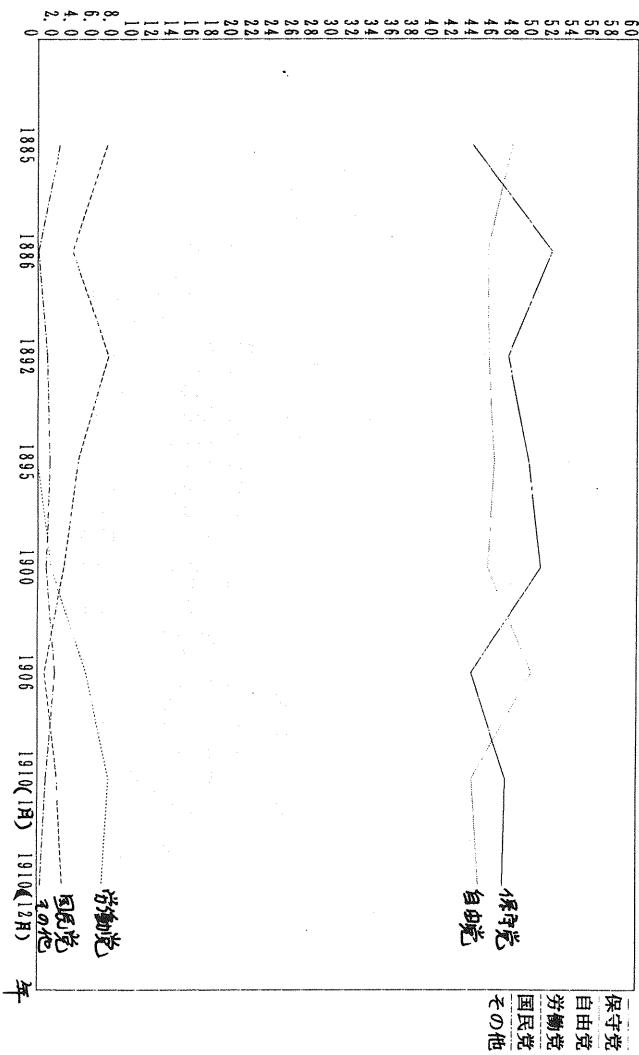
内訳は保守党7議席、自由党1議席、アイルランド国民党5議席。

*W. S. Craig, British Electoral Facts 1885-1975, London, 1976より作成。

*E F Fについての情報はCommon Causeおよび Hume, The National Union of Women's Suffrage Societies, 1982による。

[グラフ2]

総選挙時政党別得票率 1885-1910



F. W. S. Craig, British Electoral Results 1885-1975, 1976より作成。

〔表3〕 選挙区分類 (*は補欠選挙、 数字は得票率(百分率)、各欄左端の4桁の数字は選挙実施年)

グループA

Taunton		Chorley			
1885	50, 2 (C)	41, 8 (L)	1885	67, 6 (C)	32, 4 (L)
1886	Unopp. (C)		1886	Unopp. (C)	
*1887	61, 6 (C)	38, 4 (L)	1892	Unopp. (C)	
1892	60, 4 (C)	39, 6 (L)	*1895	Unopp. (C)	
1895	Unopp. (C)		1895	Unopp. (C)	
1900	57, 5 (C)	42, 5 (L)	1900	Unopp. (C)	
1906	55, 1 (C)	44, 9 (L)	*1903	56, 5 (C)	43, 5 (L)
*1909	64, 6 (C)	35, 4 (Lab)	1906	55, 7 (C)	44, 3 (L)
1910	55, 3 (C)	44, 7 (L)	1910	58, 3 (C)	41, 7 (L)
1910	53, 4 (C)	46, 6 (L)	1910	60, 3 (C)	39, 7 (L)
*1912	54, 1 (C)	45, 9 (L)	*1913	57, 5 (C)	42, 5 (L)
Kendal (1913, 3, 18)		Shrewsbury			
1885	52, 6 (C)	47, 4 (L)	1885	59, 7 (C)	40, 3 (L)
1886	Unopp. (C)		1886	59, 0 (C)	41, 0 (L)
1892	56, 2 (C)	43, 8 (L)	1892	55, 7 (C)	44, 3 (L)
1895	57, 5 (C)	42, 5 (L)	1895	Unopp. (C)	
1900	Unopp. (C)		1900	Unopp. (C)	
1906	52, 3 (C)	47, 7 (L)	1906	55, 1 (C)	44, 9 (L)
1910	54, 2 (C)	45, 8 (L)	1910	56, 6 (C)	43, 4 (L)
1910	52, 7 (C)	47, 3 (L)	1910	56, 6 (C)	43, 4 (L/Lab)
*1913	54, 9 (C)	45, 1 (L)	*1913	58, 3 (C)	41, 7 (Ind)
Altrincham		Wandsworth			
1885	54, 3 (C)	45, 7 (L)	1885	57, 6 (C)	42, 4 (L)
*1886	53, 5 (C)	46, 5 (L)	1886	Unopp. (C)	
1886	Unopp. (C)		1892	61, 6 (C)	38, 4 (L)
1892	54, 3 (C)	45, 7 (L)	1895	66, 6 (C)	33, 4 (L)
1895	57, 5 (C)	42, 5 (L)	1900	Unopp. (C)	
1900	57, 6 (C)	42, 4 (L)	1906	51, 1 (C)	48, 9 (L)
1906	59, 5 (L)	40, 5 (C)	1910	56, 9 (C)	43, 1 (L)
1910	52, 7 (L)	47, 3 (C)	1910	59, 0 (C)	41, 0 (L)
1910	50, 4 (C)	49, 6 (L)	*1913	65, 4 (C)	34, 6 (L/Lab)
*1913	53, 6 (C)	46, 4 (L)			
Wycombe					
1885	54, 6 (C)	45, 4 (L)			
1886	56, 6 (C)	43, 4 (L)			
1892	55, 8 (C)	44, 2 (L)			
1895	Unopp. (C)				
*1896	Unopp. (C)				
1900	63, 0 (C)	37, 0 (L)			
1906	54, 9 (C)	45, 1 (L)			
1910	58, 6 (C)	41, 4 (L)			
1910	Unopp. (C)				
*1914	57, 4 (C)	42, 6 (L)			

グループB

North-West Manchester			Great Grimsby		
1885	53. 3 (C)	46. 7 (L)	1885	56. 2 (L)	43. 8 (C)
1886	55. 2 (C)	44. 8 (L)	*1886	59. 3 (L)	40. 7 (C)
1892	Unopp. (C)		1886	53. 0 (LU)	47. 0 (L)
1895	58. 6 (C)	41. 4 (L)	1892	54. 1 (L)	45. 9 (LU)
1900	Unopp. (C)		*1893	56. 1 (LU)	43. 9 (L/Lab)
1906	56. 2 (L)	43. 8 (C)	1895	51. 1 (L)	48. 9 (LU)
*1908	50. 7 (C)	46. 7 (L)	*1898	59. 3 (LU)	38. 3 (L) 2. 4 (Ind C)
1910	52. 1 (L)	46. 5 (C)	1900	Unopp. (LU)	
1910	52. 1 (L)	47. 9 (C)	1906	50. 2 (LU)	32. 0 (L) 17. 8 (Lab)
*1912	56. 0 (C)	44. 0 (L)	1910	51. 1 (L)	48. 9 (LU)
			1910	52. 3 (LU)	47. 7 (L)
			*1914	50. 8 (C)	49. 2 (L)
Newmarket			Bow & Bromley		
1885	57. 0 (L)	43. 0 (C)	1885	55. 5 (L)	44. 5 (C)
1886	50. 0 (L)	45. 6 (C)	1886	55. 3 (C)	44. 7 (L)
1892	58. 1 (L)	41. 9 (C)	1892	52. 7 (L)	47. 3 (C)
1895	52. 1 (C)	47. 9 (L)	1895	57. 7 (C)	42. 3 (L)
1900	57. 2 (C)	42. 8 (L)	*1899	66. 6 (C)	33. 4 (L)
*1903	53. 0 (L)	47. 0 (C)	1900	63. 3 (C)	36. 7 (Lab)
1906	54. 6 (L)	45. 4 (C)	1910	41. 9 (C)	33. 5 (Lab) 24. 6 (L)
1910	50. 6 (C)	49. 4 (L)	1910	55. 6 (Lab)	44. 4 (LU)
1910	52. 2 (L)	47. 8 (C)	*1912	55. 1 (C)	44. 9 (Ind Lab)
*1913	54. 4 (C)	45. 6 (L/Lab)			

グループC

Ilkston			Eastern Carmarthenshire		
1885	60. 4 (L)	39. 6 (C)	1885	67. 9 (L)	32. 1 (C)
1886	54. 9 (L)	45. 1 (C)	1886	Unopp. (L)	
*1887	56. 9 (L)	43. 1 (C)	*1890	Unopp. (L)	
1892	58. 4 (L)	41. 6 (C)	*1892	78. 4 (L)	21. 6 (C)
1895	54. 2 (L)	45. 8 (C)	1895	64. 5 (L)	35. 5 (C)
1900	53. 8 (L)	46. 2 (C)	1900	66. 8 (L)	33. 2 (C)
1906	64. 3 (L)	35. 7 (C)	1906	Unopp. (L)	
1910	62. 2 (L)	37. 7 (C)	1910	75. 7 (L)	24. 3 (C)
*1910	59. 8 (L)	40. 2 (C)	1910	62. 6 (L)	24. 8 (C) 12. 6 (Ind Lab)
1910	62. 7 (L)	37. 3 (C)	*1912	57. 8 (L)	31. 9 (C) 10. 3 (ILP)
*1912	53. 6 (L)	46. 4 (C)			

Flint Boroughs			Whitechapel		
1885	51, 7 (L)	48, 3 (C)	1885	54, 4 (L)	45, 6 (C)
1886	56, 6 (L)	43, 4 (C)	1886	57, 8 (L)	42, 2 (C)
1892	55, 3 (L)	44, 7 (C)	1892	56, 4 (L)	43, 6 (C)
1895	52, 4 (L)	47, 6 (C)	1895	50, 4 (L)	49, 6 (C)
1900	55, 5 (L)	44, 5 (C)	1900	51, 1 (L)	48, 9 (C)
1906	55, 5 (L)	44, 5 (C)	1906	55, 1 (L)	44, 9 (C)
1910	55, 5 (L)	44, 5 (C)	1910	58, 3 (L)	41, 7 (C)
1910	56, 9 (L)	43, 1 (C)	1910	59, 2 (L)	40, 8 (C)
*1913	52, 6 (L)	47, 4 (C)	*1913	52, 5 (L)	47, 5 (C)
Linlithgowshire			Reading		
1885	70, 3 (L)	29, 7 (C)	1885	50, 9 (C)	49, 1 (L)
1886	58, 4 (L)	41, 6 (C)	1886	50, 9 (C)	49, 1 (L)
1892	51, 4 (L)	48, 6 (C)	1892	51, 9 (L)	48, 1 (C)
*1893	51, 3 (C)	48, 7 (L)	1895	52, 1 (C)	47, 9 (L)
1895	54, 4 (L)	45, 6 (C)	*1898	52, 4 (L)	44, 5 (C) 3, 1 (SDF)
1900	55, 8 (L)	44, 2 (C)	1900	51, 3 (L)	48, 7 (C)
1906	65, 7 (L)	34, 3 (C)	*1904	51, 2 (L)	48, 8 (C)
1910	64, 6 (L)	35, 4 (C)	1906	53, 4 (L)	46, 6 (C)
1910	60, 8 (L)	39, 2 (C)	1910	51, 0 (L)	49, 0 (LU)
*1913	52, 4 (L)	47, 6 (C)	*1910	50, 5 (L)	49, 5 (C)
			*1913	50, 3 (C)	39, 3 (L) 10, 4 (BSP)
North-Western Norfolk			Poplar		
1885	53, 9 (L/Lab)	46, 1 (C)	1885	65, 9 (L)	34, 1 (C)
1886	50, 1 (C)	49, 9 (L/Lab)	1886	50, 7 (L)	49, 3 (C)
1892	56, 2 (L/Lab)	43, 8 (C)	1892	62, 7 (L)	37, 3 (C)
1895	57, 8 (L/Lab)	42, 2 (C)	1895	55, 9 (L)	44, 1 (C)
1900	52, 9 (L)	47, 1 (C)	1900	58, 4 (L)	41, 6 (C)
1906	66, 0 (L)	34, 0 (C)	1906	67, 0 (L)	33, 0 (C)
1910	56, 0 (L)	44, 0 (C)	1910	57, 2 (L)	42, 8 (C)
1910	55, 9 (L)	44, 1 (C)	1910	64, 9 (L)	35, 1 (C)
*1912	53, 1 (L)	46, 9 (C)	*1914	46, 0 (L)	42, 4 (C) 11, 6 (BSP)
Wick Burghs			F.W.S. Craig ed., British Parliamentary Election Results 1885-1918, 1989 (1st ed., 1974)より作成。		
1885	51, 3 (Indl)	48, 7 (L)			
1886	57, 0 (L)	43, 0 (LU)			
1892	53, 6 (LU)	46, 4 (L)			
1895	50, 7 (LU)	49, 3 (L)			
*1896	55, 6 (L)	44, 4 (LU)			
1900	52, 6 (C)	47, 4 (L)			
1906	51, 8 (C)	48, 2 (L)			
1910	54, 9 (L)	45, 1 (C)			
1910	53, 7 (L)	46, 3 (C)			
*1913	58, 2 (L)	41, 8 (C)			

政策は、第一次世界大戦前の二年間の補欠選挙全体の中ではどう位置づけられるだろうか。

EFF政策が実施された選挙区は炭坑地帯が多いが、一八八五年の議席の再配分以降の、EFF実施選挙区の政党別得票率をグラフにすると「グラフ1」のようになる。

これによれば、EFF政策が実施された選挙区は基本的には自由党優位の選挙区である。また半数以上の五選挙区

は、一九一二年以前に労働党候補あるいは自由党と労働党との協力による候補者擁立の実績があつたところである。

ただEFF政策が実施された選挙区は自由党の強い選挙区ではあつたが、自由党の得票率は一九〇六年に一時的には上がつても、長期的には低落している。しかし、「グラフ2」によれば、同じ時期の自由党の得票率を全国的にみるとそれほど下がっているわけではない。

それでは、EFF政策が実施されなかつた補欠選挙区に特徴はあるだらうか。二人区（レスター、ボルトン、イプスウィッチ）とアイルランドの選挙区（ロンドンデリー）を除くと、EFF政策が実施されなかつた選挙区は、四つの例外を除いて三グループに分類できるだらう（表3）。

グループAは圧倒的に保守党の強い選挙区、グループBは保守党と自由党的力が拮抗し、しばしば勝敗の逆転する選挙区、グループCは自由党的勢力が安定している選挙区で

ある。

得票率の数字が示しうる限界はあつても、これまで述べた事実とも合わせて推察すると、EFF政策は、少なくとも反保守票が相対的に強く、かつ労働党が独自の勢力として選挙民に働きかけ始めた選挙区における労働党的動きに連動するものであつたと言えるであろう。

註

(1) リディングトンは、その著書で、EFF政策が実施された選挙区では、毎回二〇〇〇票ぐらいが自由党から労働党に移り、各回ともその内五〇〇票から一〇〇〇票ぐらいが女性達の貢献によるものと評価しているが、具体的な根拠は示されていない。Liddington, *The Life and Times of a Respectable Rebel: Selina Cooper (1864-1946)*, 1984, p. 249.

(2) *Common Cause*, 17 October 1912の公表で、四〇九四ポハム九シリング三八八ス。

(3) 「腐敗および違法行為防止法」については、犬童一男、河合秀和他『かくして政治はよみがえつた—英國議会政治・政治腐敗防止の軌跡』日本放送出版協会、一九八九年。

(4) F. W. S. Craig, *British Parliamentary Election Results 1885-1918*, 1989.

(5) いの計算は、犬童、河合他、前掲書、七四頁参照。

(6) F. W. S. Craig, *British Electoral Facts 1885-1975*, p. 73. ただし、この額は、届けの出でない選挙区、無投票の選挙区も含めて平均したものであり、実際の選挙費用はこれ

「女性選挙権協会全国連合」とイギリス労働党の選挙協力

よりも多かった。

(7) またNUWSSは、明らかにEFF政策が実施されそうな選挙区において、労働党候補者を応援してはいない場合もある。(キーリー、エスター・フィールド、南西・ナルグリーン、北東ダービーシャー)個々の選挙区には特有の事情があり、選挙の行なわれた各時期には特に争点となった問題もあった。だらうと思われるが、なぜNUWSSがこの地区的労働党の候補者を応援しなかつたのかについては得票率の数字は語つてはくれない。

おわりに

これまでみてきたように、EFF政策は、NUWSSの中央にいた自由党支持の女性達の自由党批判、あるいは自由刷新の要求から始ましたが、実際に選挙活動を担つた女性達は地方において労働党の育成を目指したのであつた。また、選挙区の得票率を見ると、EFF政策が実施された選挙区は、労働党が自由党からの独立を図ろうとした選挙区であった。女性達は、国政参加のための選挙権を持つはいなかつたが、非公式にはその政治活動を通じて政治への影響力を持とどとした。第一次世界大戦前の政党再編の動きに、女性運動は深くかかわっていたのである。

NUWSSのEFF政策は、二十世紀初頭における、選

挙改革、女性選挙権の実現による民主主義の徹底という新たな要求に対応できない自由党にたいして、労働党を育てていこうとする運動であり、自由党のニューリベラリズムの活力の弱さを示している。第一次世界大戦前の自由党のニューリベラリズムと労働党の勃興をめぐる議論において、はたして自由党は労働者勢力の支持を保つていたのかという自由党衰退に関する議論とのかかわりでは、自由党が政治的刷新力を失いつつある過程を、EFF政策は示唆している。

しかし、本稿の史料としてNUWSSの機関誌という対外的な広報紙を使ったので、NUWSS内部の自由党支持と労働党支持の矛盾は、十分には、解明できなかつた。EFF政策にかかわった女性達の個人文書、NUWSSの内部文書等を検討することによって、第一次世界大戦前の自由党の衰退と労働党の成長への女性運動の影響をさらに明確に実証できるのではないかと思われる。さらに詳細な史料の検討を今後の課題とし、今回は、EFF政策が自由党の活力には否定的な評価を下すものであつたこと、また労働党と女性運動の提携にも矛盾があつたことを指摘しておくにとどめたい。